

## 川崎市の公契約条例制定に関する見解

2011年2月20日 NPO 法人建設政策研究所

政令指定都市川崎市において、全国で二件目となる公契約条例が制定された。

川崎市では2010年12月議会において「契約条例の一部改正」案が全会一致で可決し、2011年4月から施行されることになった。

これは川崎市をはじめとする公契約条例の制定を求める全国の広範な運動の成果であり、政令指定都市での成果という点でも全国の運動を励まし、各地方自治体に大きな影響を及ぼすものである。

比較的短期間で制定に至った経緯には、2009年9月の野田市の公契約条例制定に刺激された現市長が市長選挙に当たっての公約に公契約条例の制定を掲げ、2009年12月議会で市長自らが「条例制定に向け検討を進める」と表明したことが挙げられる。

建設政策研究所では公契約運動に大きな弾みをもたらす川崎市の公契約条例制定を高く評価するとともに、その内容の特徴および今後の発展課題について以下に見解を明らかにするものである。

### I. 公契約条例の内容上の特徴

#### 1. 条例適用事業の範囲の拡大

##### 1) 予定価格6億円以上の公共工事に適用

川崎市の2009年度発注公共工事は件数では1,280件、金額では934億7,300万円ある。このうち予定価格が6億円以上の工事は22件に過ぎない。しかし、発注金額でみると446億1,049万円と総発注額の47.7%にもものぼる。2011年度以降も同水準の工事量が発注されると仮定すると、市の公共工事に従事する建設労働者の相当数に条例の影響が広がることになる。

また、元請受注者の多くが全国ゼネコンを含む共同企業体(JV)および大手・中堅建設業者や大手設備業者であり、大手建設企業に対し労働者の賃金確保等の遵守義務を課すことになり、現場労働者保護への自覚を促すことにつながる。

##### 2) 予定価格1千万円以上の業務委託及び指定管理者契約業務、さらには指定出資法人およびPFI事業者にも適用

業務委託事業では人的警備、建物清掃、屋外清掃、施設維持管理、データ入力という主にマンパワー業務に適用されるが、年間140件程度の市の委託業務に従事する労働者の相当数に条例が適用されることになる。また指定管理者と契約する公の施設の管理業務や市が4分の1以上出資する指定出資法人さらにはPFI事業者にまで範囲を拡大することは、適用事業の量的拡大とともに、民間主導による事業にまで条例の効力を発揮させ、安価な人件費運営を規制することにつながる。

##### 2. 対象労働者の範囲に「一人親方」を含める

市が公共工事に従事する労働者の中に請負契約形態で働く労働者が多く存在することを認識し、条例適用対象労働者の範囲に「一人親方」を含めたことは、建設労働の実態を踏まえた対応として評価される。何故なら、雇用労働者へののみ条例の縛りを掛けることになれば、事業者はその縛りから逃れるために雇用労働者を解雇し、請負労働者に切り替える誘因となるからである。

条例では労働基準法に規定する労働者とともに

に「自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により契約に係る作業に従事するもの」という表現で「一人親方」を対象に加えている。

地方行政機関が公契約条例の中で「一人親方」を適用労働者として規定したことは、労働基準法上の「労働者」に矮小化した厚生労働省の見解などに対して、請負労働者の権利を守る上で大きな展望をもたらすものである。

### 3. 賃金等の決定にあたって労働組合を含む審議会の意見を聞く

条例では「作業報酬下限額」（最低賃金額）を、工事では「公共工事設計労務単価において職種ごとの単価として定められた金額」、業務委託では「生活保護法第8条1項に規定する基準において本市に適用される額」となっている。しかし、具体的な金額を定めるにあたっては「作業報酬審議会の意見を聞かなければならない」としている。

審議会のメンバーは事業者側2名、労働者側2名、学識経験者1名となっており、労働組合が労使の話し合いを通じて最低賃金の基準額の決定に関与することができることとなった。また、条例では賃金だけでなく、条例適用労働者の「労働環境の整備を図る」ための「基本方針に基づき策定される契約に関する施策に係る重要事項」についても審議会が調査審議するとなっており、労働環境の整備に関して労働者側の意見を幅広く行政に届ける開かれた窓口が作られたことになる。このように行政機関が公契約条例を具体化し運営する上で労働組合をパートナーとして位置づけたことは画期的意義をもつものである。

## II. 条例の適切な運営と発展のための課題

### 1. 条例の運営・管理のために市職員の配置と関係労働組合の現場監視権の確立を

市の工事および業務委託における条例適用労働者は年間1万人以上に及ぶ可能性がある。そ

これらの労働者が条例で定められた最低賃金以上の賃金が支払われているかどうか、書面上の確認とともに直接労働者への確認を行なうためには、市の担当職員の配置を確実に行なう必要がある。特に6億円以上の大規模工事では、日々相当数の労働者が現場への入退場を繰り返すとともに、雇用関係の不明確な労働者も多く存在する。重層下請構造のもとで賃金支払いの実態を漏れなく正確に把握することは多くの困難を要する作業である。そのため、諸外国で行われているように、関係労働組合に現場の監視、及び調査の権限を持たせ、賃金等の正確な把握に努力する必要がある。

### 2. 重層下請構造のもとで下請業者がしわ寄せを蒙らない措置を

条例は対象労働者への最低賃金以上の賃金の支払い義務を市と直接契約する受注者に負わせている。しかし、今日の建設産業における重層下請構造および元請・下請の片務的契約構造のもとでは労働者を直接雇用もしくは使用する下請業者に負担を被せられる可能性を否定することはできない。そのため、市は労働者への賃金支払いの確認だけでなく、下請業者が不当なしわ寄せを被らないための元請・下請間の公正な取引関係の確立とともに実態の確認や指導措置を行なう必要がある。

### 3. 官製ワーキングプアから脱出する最低賃金を

条例では最低賃金の指標を、工事では公共工事設計労務単価、業務委託では生活保護法の基準としている。しかし、設計労務単価は13年連続下落し、生活保護基準では最低限の文化的生活すら困難である。官製ワーキングプアから脱出する上で、指標とする最低賃金の基準を生計費原則の立場から早急に再検討することが求められる。